

## 鳥獣保護管理法に基づく 最新の鳥獣保護管理制度の概要

特定鳥獣の保護・管理に係る研修会（初級編）  
平成29年10月23日

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

1

## 鳥獣保護管理法に基づく 最新の鳥獣保護管理制度の概要

1. 背景
2. 改正鳥獣法
3. 特定計画、抜本的鳥獣対策
4. 課題の解決に向けた環境省の取組

2

# 鳥獣保護管理法に基づく 最新の鳥獣保護管理制度の概要

1. 背景
2. 改正鳥獣法
3. 特定計画、抜本的鳥獣対策
4. 課題の解決に向けた環境省の取組

3

(1. 背景)

## 1-① 増えすぎた鳥獣による生態系への影響

- ニホンジカが樹皮を環状に剥皮することで樹木が枯死し森林が衰退。
- 地表に生える植物を過度に食べることで生態系が単純化。



2002年



2008年

わずか数年で  
風景が激変



写真：高知県鳥獣対策課提供

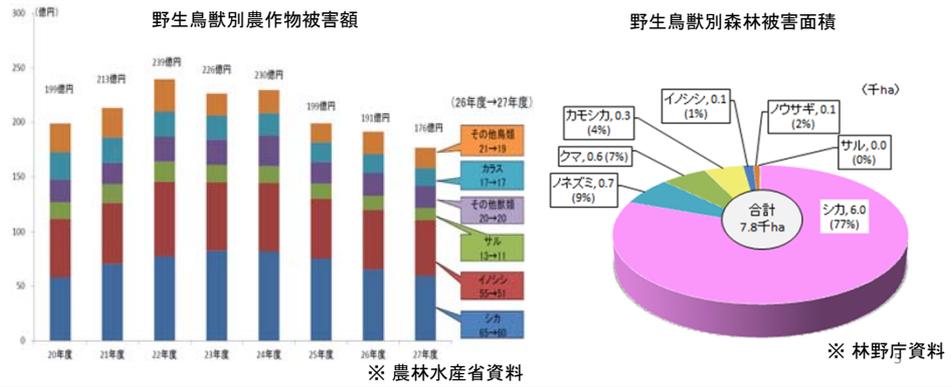
### 1-2 鳥獣による農作物被害、森林被害の状況

#### <農作物被害>

- 農作物の近年の被害総額は、200億円前後で高止まり。全体の7割がシカ、イノシシ、サル。
- さらに、鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字に現れる以上に農山漁村に深刻な影響。

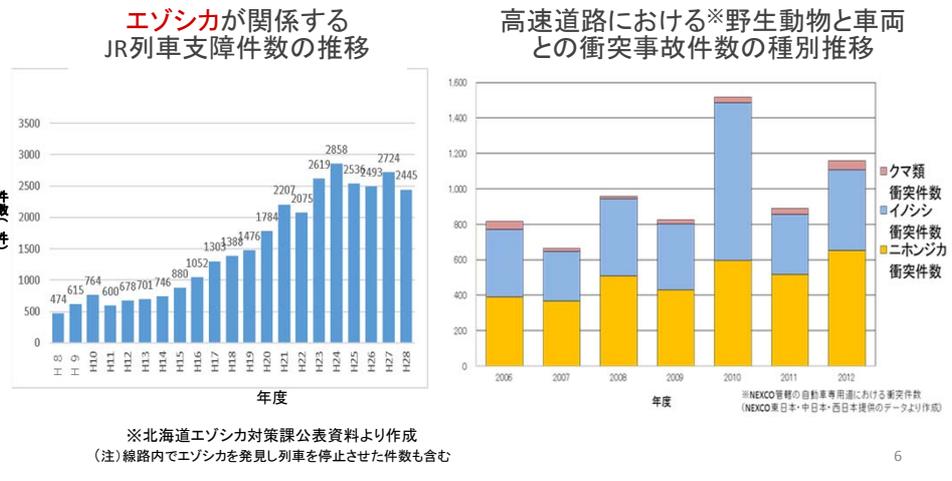
#### <森林被害>

- 平成27年度のニホンジカ等による被害面積の都道府県合計は約 8千ヘクタール。
- ニホンジカによる枝葉の食害や剥皮被害が全体の約8割。



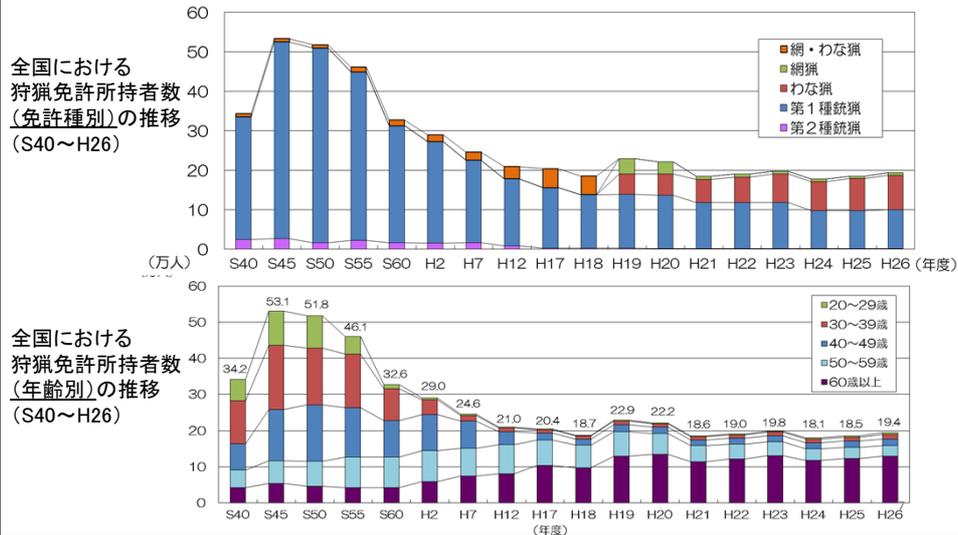
### 1-3 鳥獣による生活環境被害の状況

- 鳥獣が集落に出没して住民にけがを負わせたり、鳥獣と列車や自動車との衝突事故等、鳥獣による被害は生活に密着した問題にも拡大しつつある。



### 1-④ 狩猟者数の推移

- 狩猟免許所持者は年々減少。最近40年間で約35%まで減少(52万人→19.4万人)。わな猟は増加。
- 高齢者の占める割合が高くなっており、平成27年度では60歳以上の割合が約67%(12.9万人)。



## 鳥獣保護管理法に基づく 最新の鳥獣保護管理制度の概要

1. 背景
2. 改正鳥獣法
3. 特定計画、抜本的鳥獣対策
4. 課題の解決に向けた環境省の取組

## 2-① 鳥獣保護法改正の概要

### 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律 (平成26年通常国会 法律第46号)

※ 平成26年5月30日公布、平成27年5月29日施行(ただし、5③のみ公布日施行)

#### 改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

#### 改正内容

1. 題名、目的等の改正
2. 施策体系の整理
3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
5. その他
  - ① 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可
  - ② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ
  - ③ 公務所等への照会規定の追加



## 2-② 題名、目的等の改正

#### 【題名】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

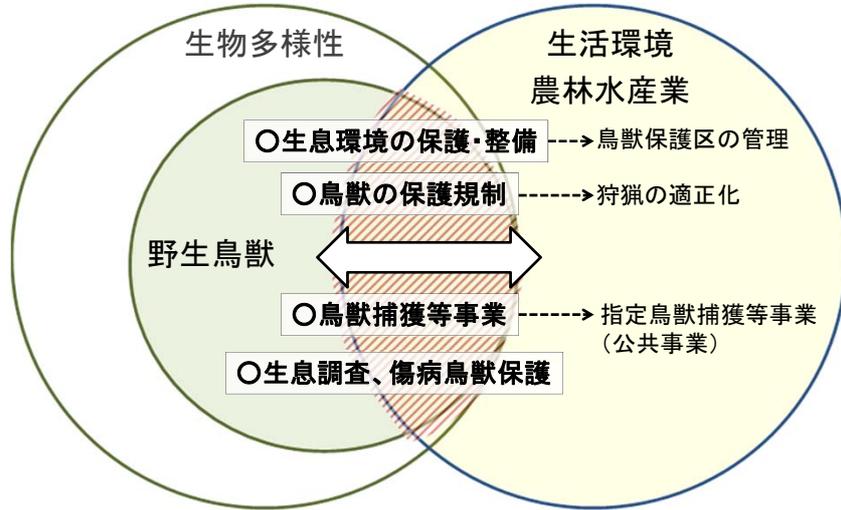
#### 【目的(第1条)】

この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、**鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて**猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保(生態系の保護を含む。以下同じ。)、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

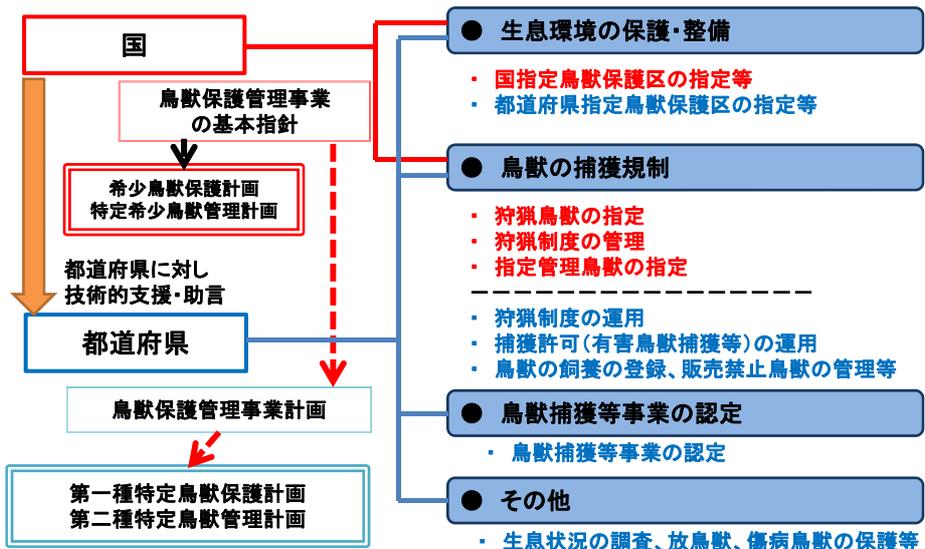
#### 【定義(第2条)】

- 生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
- 鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
  - 鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

### 2-③ 鳥獣保護管理施策の関係性



### 2-④ 鳥獣保護管理法の体系



## 2-⑤ 鳥獣捕獲の枠組みの違い

- 鳥獣保護管理法では、狩猟と許可捕獲を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止。
- 有害捕獲や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。

分類	狩猟 (登録狩猟)	狩猟(登録狩猟)以外			指定管理鳥獣捕獲等 事業
		許可捕獲			
		学術研究、鳥獣の 保護、その他	鳥獣の管理 (有害捕獲)	鳥獣の管理 (個体数調整)	
目的		学術研究、鳥獣の 保護、その他	農林業被害等の 防止	生息数または 生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣(48種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種特定 鳥獣	指定管理鳥獣 (ニホンジカ・イノシシ)
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟 区等の狩猟禁止の 区域以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等 事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託

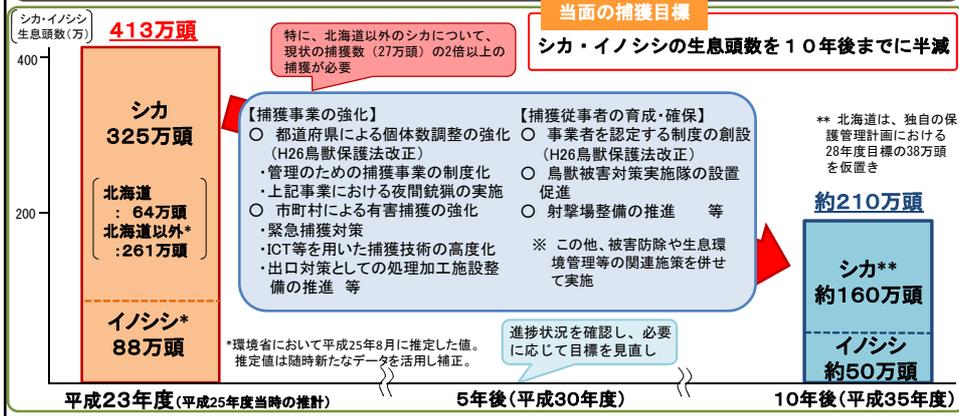
## 鳥獣保護管理法に基づく 最新の鳥獣保護管理制度の概要

1. 背景
2. 改正鳥獣法
3. 抜本的鳥獣対策、特定計画
4. 課題の解決に向けた環境省の取組

### 3-①. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策等(1)

#### 抜本的捕獲強化対策 H25.12

- 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等の野生鳥獣について、抜本的な捕獲強化に向けた対策を講じることとし、当面の捕獲目標(全国レベル及び都道府県レベル)を設定。シカ、イノシシの生息頭数の10年後までの半減を目指す。
- 捕獲目標達成に向けて、①鳥獣保護法見直しによる新制度導入や規制緩和等、都道府県等の捕獲活動の強化(環境省)、②鳥獣被害防止特措法に基づく市町村等の捕獲活動の強化(農水省)等の捕獲事業を実施。
- 捕獲強化に必要な従事者の育成・確保に向けた、①鳥獣保護法見直しにより捕獲を専門に行う事業者の認定・育成(環境省)、②鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊を早急に1000に増加させることや射撃場の整備(農水省)、等の実施により、捕獲目標達成に向けた事業の展開を後押し。
- このほか、被害防除や生息環境管理等の施策を併せて推進。



### 3-①. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策等(2)

#### ニホンザル被害対策強化の考え方 H26.4

- ニホンザルの被害対策としてこれまで行われてきた総合的対策(被害防除(柵の設置、追い払い)、生息環境管理(緩衝帯の設置、放任果樹の除去)、個体数管理(捕獲))について、今後、被害の軽減につながる効果的な捕獲を中心とした対策の考え方へと転換し、10年後(平成35年度)までに加害群の数を半減することを目標として対策を強化。
- 捕獲目標達成に向けて、群れを単位とした対策として、加害群の排除を目指した徹底した管理を目指し、  
①改正鳥獣保護法に基づく各都府県の第二種特定鳥獣管理計画の策定を進め、被害の軽減につながる効果的な捕獲を重視した積極的な管理への転換。  
②鳥獣被害防止特措法に基づく市町村における捕獲強化に向けて、加害群の実態把握と、状況に応じた捕獲等の取組を推進するとともに、緊急捕獲対策の活用や、ICTによる捕獲の効率化等を実施。

#### カワウ被害対策強化の考え方 H26.4

※いずれも、侵入防止柵の設置や追い払いなどにより、群れやねぐら・コロニーの加害度を低減させることを含む。

- カワウは、ねぐら等で無計画に駆除や追い出しを行うと、群れが分散し新たなねぐら等を作り、結果的に被害が拡大。
- このため、カワウ対策は、被害を与えるねぐら等を把握し、そのねぐら等の個体数管理と被害地での被害防除活動を組み合わせながら、計画的に進めることが必要。
- 被害地から半径15km以内のねぐら等の分布管理と、それらを利用するカワウの個体数管理を進め、被害を与えるカワウの個体数を10年後(平成35年度)までに半減。
- 目標達成に向けて、都道府県単位の被害状況の把握と被害対策の計画作成を推進するとともに、被害状況を踏まえ、広域連携による被害対策を推進。

### 3-② 特定計画

○ 著しく増加又は減少した野生鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえ、明確な保護又は管理の目標を設定し、総合的な対策を実施。地域個体群の長期にわたる安定的維持を図る。

#### 都道府県知事が策定

第一種特定鳥獣保護計画	第二種特定鳥獣管理計画
その生息数が著しく減少し、又は生息地の範囲が縮小している鳥獣の保護に関する計画	その生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画
指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画	

#### 環境大臣が策定

希少鳥獣保護計画	特定希少鳥獣管理計画
国際的又は全国的に保護を図る必要がある鳥獣(希少鳥獣)の保護に関する計画	特定の地域においてその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣(特定希少鳥獣)の管理に関する計画

#### 計画達成のための三本柱

- ▶ **個体数管理**  
目標設定を踏まえた適切な捕獲や、地域の実情に応じた狩猟制限等の設定による個体数調整
- ▶ **生息環境管理**  
鳥獣の採餌環境の改善等による生息環境の保全・整備
- ▶ **被害防除対策**  
防護柵の設置、追い払い等の被害防除対策の実施

第二種特定鳥獣管理計画を策定した場合に可能な狩猟の特例措置

1. 捕獲等が出来る期間の延長(狩猟期間の範囲内)
2. 捕獲制限の緩和
  - ① 頭数制限(1日に1人が捕獲する頭数)を緩和
  - ② 猟法制限(くくりわなの直径12cm以下)を緩和 等
3. 特例休猟区制度の活用

### 第一種特定鳥獣保護計画・第二種特定鳥獣管理計画の策定状況

平成29年4月1日現在

計画の名称		策定都道府県数
鳥獣保護管理事業計画 (※ 都道府県の鳥獣行政の基本的な計画(5年計画))		47都道府県
第一種特定鳥獣保護計画	ツキノワグマ	8府県
第二種特定鳥獣管理計画	ニホンジカ	42都道府県
	イノシシ	41道府県 (策定予定:1県)
	ニホンザル	24府県 (策定予定:1県)
	ツキノワグマ	14道府県
	ニホンカモシカ	8県
	カワウ	6県
	ゴマフアザラシ	1道
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施計画(28年度)	ニホンジカ	32県
	イノシシ	15県

## 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン、 種毎の保護及び管理レポート

○ 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン:

特定計画を策定する際の具体的な進め方や、保護及び管理の目標設定の考え方等を示したガイドライン。

○ 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン

ニホンジカ編、イノシシ編、ニホンザル編、クマ類編、カモシカ編  
(パンフレット「ニホンザルの計画的な管理のために」)

○ 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き

カワウ編 (パンフレット「カワウの被害が減っていく計画が導く確かな管理へ」)

- ・ニホンジカ、ニホンザルについて、H27改訂
- ・クマ類について、H28改訂

○ 種毎の保護及び管理レポート:

保護及び管理を進める上で特に重要な課題に関する分析や最新の知見・技術を収集しとりまとめたレポート。

○ 保護及び管理に関するレポート (H24~)

ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、クマ類、カワウ

- ・毎年度作成し、都道府県へ配付

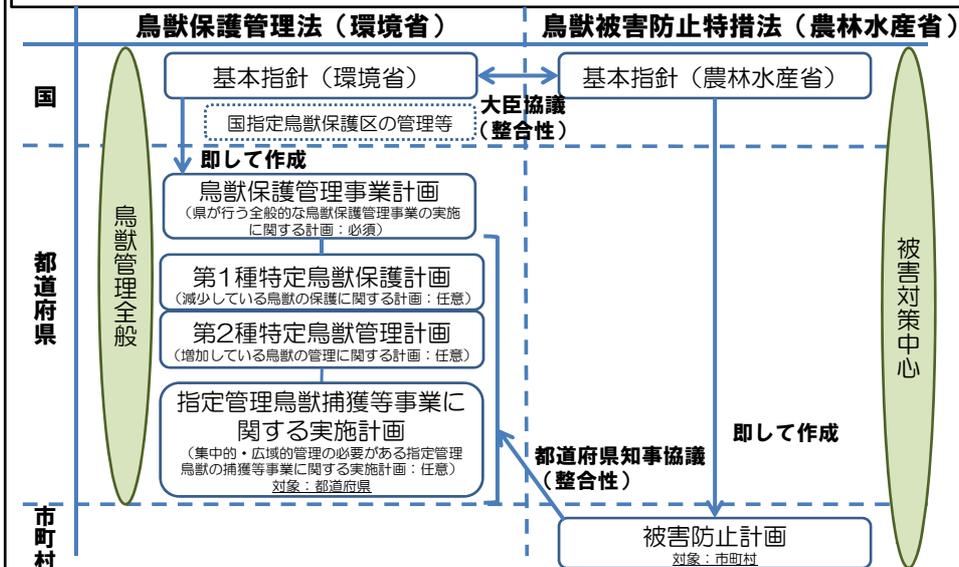
・環境省HP(野生鳥獣の保護及び管理) <http://www.env.go.jp/nature/choju/index.html>

(3. 特定計画、抜本的鳥獣対策)

### 3-③ 鳥獣保護管理法と鳥獣被害防止特措法の連携

○ 鳥獣対策に関しては、環境省と農水省が関係。

○ 環境省は鳥獣の保護・管理に関する全般を対象に役割を果たし、農水省は農林水産業被害の対策が中心。



# 鳥獣保護管理法に基づく 最新の鳥獣保護管理制度の概要

1. 背景
2. 改正鳥獣法
3. 特定計画、抜本的鳥獣対策
4. **課題の解決に向けた環境省の取組**

21

(4. 課題の解決に向けた環境省の取組)

## 4 課題解決に向けた取り組み

### ① 鳥獣の捕獲等の管理の強化

#### 従来の鳥獣の個体群管理

- ・都道府県において狩猟の規制(期間、捕獲数等)を一部解除
- ・市町村を中心とした、鳥獣による農作物被害対策



#### 深刻な被害を及ぼしている鳥獣について積極的な管理を推進

#### 都道府県や国による指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲事業の導入

- ・都道府県事業による広域的、計画的な個体群管理の実施  
(夜間銃猟や個体の放置は計画に位置づければ限定解除)
- ・国による都道府県への財政的支援の導入(26年度補正:13億円、27年度:5億円、27年度補正:5億円、28年度:5億円、28年度補正7億円、29年度:8億円、30年度要求額:15億円)

## 4 課題解決に向けた取り組み

### 指定管理鳥獣捕獲等事業

都道府県が指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲を行う指定管理鳥獣捕獲等事業について、環境省が交付金により都道府県を支援

交付金事業の実施都道府県	左記のうち対象鳥獣別の都道府県数	
平成27年度実施の都道府県 (33道府県)	ニホンジカ	31道府県
	イノシシ	11県
平成28年度実施の都道府県 (37道府県)	ニホンジカ	35道府県
	イノシシ	16県
平成29年度実施(予定)の都道府県 (38道府県)	ニホンジカ	36道府県
	イノシシ	18県

23

## 4 課題解決に向けた取り組み

### ②鳥獣の管理を担う人材の育成、体制の構築

#### 鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の育成

- わな猟・網猟の免許取得年齢を20歳以上から18歳以上に引下げ
- ▽狩猟の社会的意義や魅力を伝える普及啓発イベントの実施  
(これまで27都道府県・30会場で開催、計7,660人以上が参加)
- ▽公的な捕獲を担う狩猟者の狩猟税を減免

#### 組織的、計画的かつ安全に鳥獣の捕獲ができる組織を育成

- 安全管理体制を構築し、捕獲従事者が一定の技能、知識を有する捕獲事業者(法人)を都道府県が認定(118団体)  
(※都道府県等の公的な捕獲事業の受け皿となることを期待。)

24

## 4 課題解決に向けた取り組み

### 認定鳥獣捕獲等事業者

平成29(2017)年8月1日現在

都道府県名	認定数	業種
北海道(16団体)、青森県(1団体)、岩手県(1団体)、宮城県(3団体)、福島県(3団体)、茨城県(1団体)、栃木県(1団体)、群馬県(2団体)、埼玉県(1団体)、千葉県(3団体)、東京都(4団体)、神奈川県(5団体)、新潟県(3団体)、山梨県(3団体)、長野県(7団体)、岐阜県(3団体)、静岡県(4団体)、愛知県(3団体)、三重県(1団体)、滋賀県(2団体)、京都府(3団体)、兵庫県(9団体)、奈良県(3団体)、和歌山県(1団体)、鳥取県(1団体)、島根県(3団体)、岡山県(5団体)、広島県(1団体)、山口県(3団体)、香川県(4団体)、愛媛県(2団体)、高知県(2団体)、福岡県(3団体)、長崎県(2団体)、熊本県(5団体)、大分県(2団体)、宮崎県(1団体)、鹿児島県(1団体)	118団体	猟友会(北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川、新潟、山梨、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、高知、福岡、熊本、大分)、林業、NPO法人、銃砲販売、警備業、建設業、食肉販売、害虫駆除、わな製造業、環境コンサルタント、地方公共団体等

環境省主催の認定鳥獣捕獲等事業者講習会の参加者数(平成27・28年度) (※これまでの開催地: 札幌、青森、仙台、東京、名古屋、大阪、仙台、岡山、福岡、熊本)	297団体、1,060人
--	--------------

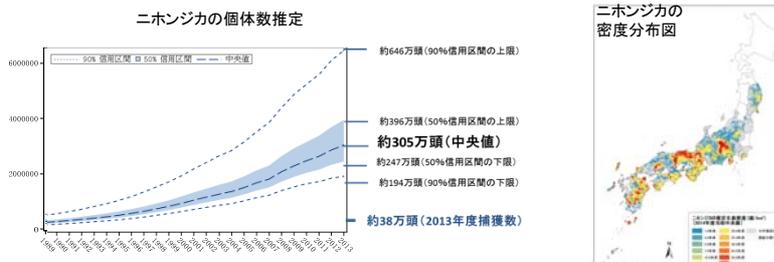
【講習会参加者の主な業種】狩猟者団体、捕獲専門団体、食肉処理・販売、農林業、建設業、警備業、害虫駆除業、銃砲販売業、わな製造・販売業、調査・コンサルティング会社

## 4 課題解決に向けた取り組み

### ③ 科学的、計画的な鳥獣の保護・管理の推進

#### 科学的な基盤の整備

- ニホンジカ、イノシシの全国レベルの個体数推定、将来予測(毎年)
- ニホンジカ(都道府県別)、イノシシ(地域ブロック別)の個体数推定  
将来予測(27年4月公表。都道府県で必要に応じて実施)
- ニホンジカ、イノシシの全国生息分布拡大状況調査( " )
- ニホンジカの密度分布図の作成(27年10月公表)



## 4 課題解決に向けた取り組み

### ③ 科学的、計画的な鳥獣の保護・管理の推進

#### 専門的人材の育成

- 特定鳥獣に係る地方公共団体職員の研修(各回20~50名規模)
  - ・ 初級編: 特定計画に基づいた鳥獣の保護・管理に係る基礎的内容
  - ・ 上級編: ニホンジカ、カワウ等の種ごとの個体群管理と計画策定
  
- 鳥獣保護管理に係る人材登録事業(のべ117名)
  - ・ 鳥獣保護管理プランナー: 鳥獣保護管理の計画作りの専門家
  - ・ 鳥獣保護管理捕獲コーディネーター: 被害防除を含む捕獲指導
  - ・ 鳥獣保護管理調査コーディネーター: 調査を行う専門家→ 民間の資格制度との連携、交付金事業での活用
  
- 都道府県における専門的職員の配置状況(毎年公表)
  - ・ 専門的職員を配置している都道府県数 37/47(79%)
  - ・ 1都道府県当たりの専門的職員の平均配置数 3.0人(常勤職員内2.2人)